

高等教育の修学支援新制度について（詳細は文部科学省のホームページ等で確認してください。）

1 制度の目的

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的に実施するものです。（大学等における修学の支援に関する法律第1条より）

2 制度の開始時期

令和2年4月スタート

3 支援の概要

授業料や入学金の減免と給付型奨学金（原則返還不要）

4 支援対象となる学生

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生（既に大学等に在学している学生も対象）

5 授業料や入学金減免額

支援の対象者	年収の目安(状況によって変わります)	支援額
住民税非課税世帯の学生	～約 270 万円	満額
住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生	～約 300 万円	満額の 2/3
	～約 380 万円	満額の 1/3

〈昼間制の場合、住民税非課税世帯の学生の場合〉

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28 万円	約 54 万円	約 26 万円	約 70 万円
短大	約 17 万円	約 39 万円	約 25 万円	約 62 万円
専門学校	約 7 万円	約 17 万円	約 16 万円	約 59 万円

6 給付型奨学金の給付額

〈昼間制・夜間制の月額、住民税非課税世帯の学生の場合〉

	国公立		私立	
	自宅生	自宅外	自宅生	自宅外
大学・短大・ 専門学校	29,200 円 (33,000 円)	66,700 円	38,300 円 (42,500 円)	75,800 円

* () は生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人

7 注意事項

- ・申請は高校3年次に行うが、大学等進学後すぐでも可能。
- ・県内の大学・短大は全て新制度の対象校で、専門学校の対象校は約6割（詳細はHPで確認）。
- ・進学後の成績が不振の場合、授業の出席状況が悪い場合は支援打ち切り、奨学金返還要求の可能性。